

県南広域振興局長告示第162号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成27年10月23日

県南広域振興局長 堀 江 淳

1（1） 名称 北上市黒岩特定猟具使用禁止区域

（2） 区域 北上市地内の主要地方道花巻北上線と市道馬場線との交点を起点とし、起点から主要地方道花巻北上線を北東に進み市道3033002号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道3033006号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道万内線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道馬場線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3） 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

（4） 使用を禁止する特定猟具 銃器

2（1） 名称 遠野市上郷特定猟具使用禁止区域

（2） 区域 遠野市地内の国道283号と市道森の下宇南田線との交点を起点とし、起点から国道283号を西に進み市道林崎森の下線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道寺田林崎線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道寺田林崎支線との交点に至り、同点から同市道を南に進み遠野市上郷町細越12地割133番地内の道路との交点に至り、同点から同道路を西に進み同市上郷町細越12地割135番及び上郷町平倉字館下38番地内の道路との交点に至り、同点から同道路を南に進み同市上郷町平倉字館下37番地内の道路との交点に至り、同点から同道路を西に進み市道留場切掛線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み早瀬川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を上流に進み市道赤羽根番屋線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道上留場線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道留場切掛線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道上川原下川原線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み国道283号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み市道平野原関口線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道関口赤川線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道赤川暮坪線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道暮坪川原線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道川原蛇野線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道大峰線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道森の下宇南田線との交点に至り、同点から同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3） 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

（4） 使用を禁止する特定猟具 銃器

3（1） 名称 奥州市胆沢区若柳愛宕特定猟具使用禁止区域

（2） 区域 奥州市地内の国道397号と主要地方道花巻衣川線との交点を起点とし、起点から国道397号を東に進み市道愛宕3号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道愛宕堀通線との交点に至り、同点から同市道を西に進み主要地方道花巻衣川線との交点に至り、同点から同主要地方道を南東に進み穴山下堰用水路との交点に至り、同点から同用水路を北西に進み更に西に進み愛宕ため池堰堤及びその延長線との交点に至り、同点から同堰堤及びその延長線を北に進み胆沢第二発電所送水管との交点に至り、同点から同送水管を東に進み市道下鹿合愛宕線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道愛宕2号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道愛宕堰袋線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み主要地方道花巻衣川線との交点に至り、同点から同主要地方道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3） 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

（4） 使用を禁止する特定猟具 銃器

4（1） 名称 奥州市胆沢区小山高橋特定猟具使用禁止区域

（2） 区域 奥州市地内の一般県道供養塚折居線と一般県道衣川水沢線との交点を起点とし、起点から一般県道供養塚折居線を南東に進み更に東に進み市道駒堂館線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道高縁北峠線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道北峠線との交点に至り、同点から同市道を南に進み一般県道衣川水沢線との交点に至り、同点から同一

般県道を南西に進み市道南峠下野中2号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道下野中2号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み一般県道供養塚折居線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進み市道下野中3号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道道場前大畑線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道道場外浦線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道道場1号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道萩屋敷北峠線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み一般県道衣川水沢線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

5(1) 名称 奥州市衣川区中山特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市地内の市道中山線と市道十一ヶ銘滝の沢線との交点を起点とし、起点から市道中山線を南西に進み民有林4039林班と民有林4040林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み民有地と民有林4039林班15、20、14、13、12、11、10、9、8、7、5、4の各小班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み更に北西に進み民有林4038林班と民有林4039林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み市道中山線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み民有林4041林班と民有林4042林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み民有林4041林班と民有林4044林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み民有林4041林班と民有林4045林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み民有林4041林班と民有林4046林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み北沢川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み市道十一ヶ銘滝の沢線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

6(1) 名称 奥州市衣川区古戸特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市地内の一般県道衣川水沢線と市道古戸1号線との交点を起点とし、起点から一般県道衣川水沢線を北に進み市道長根1号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み奥州市衣川区字日向と奥州市前沢区字徳沢の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み東北ニュージールン村東側農道との交点に至り、同点から同農道を南西に進み市道陣場線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み一般県道衣川前沢線との交点に至り、同点から同一般県道を南西に進み市道古戸1号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

7(1) 名称 奥州市前沢白鳥下・衣川日向特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市地内の国道4号と市道新城6号線との交点を起点とし、起点から国道4号を南に進み市道愛宕線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道瀬原東線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み主要地方道花巻衣川線との交点に至り、同点から同主要地方道を北西に進み市道徳沢嚙味1号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道本城寺坂徳沢線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み一般県道衣川前沢線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み一般県道新城馬口沢線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み市道沖田線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み白鳥川左岸堤防との交点に至り、同点から同堤防を南東に進み更に東に進み市道福養線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み白鳥川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に向かって進み北上川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に向かって進み同川右岸と市道照井館漆野線を東に進んだ同川右岸までの延長線との交点に至り、同点から同延長線を西に進み市道照井館漆野線との交点に至り、同点から同市道を西に進み更に北西に進み農道南陣場線との交点に至り、同点から同農道を北西に進み市道新城6号線との交点に至り、同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成27年11月1日から平成35年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

8(1) 名称 一関市大東町館山特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 一関市大東町地内の国道343号と市道台下線との交点を起点とし、起点から国道343号を西に進み市道本郷線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道大原浜民線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道山吹線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道西山笠置線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道川内本線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道川内長泉寺先線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道大原世田米線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道中嶋住宅線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み国道343号との交点に至り、同点から同国道を南東に進み市道川原町線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道七切矢の目線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み主要地方道江刺室根線との交点に至り、同点から同主要地方道を北西に進み市道台下線との交点に至り、同点から同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。

(3) 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器